

[月刊]

キャッチ ピース

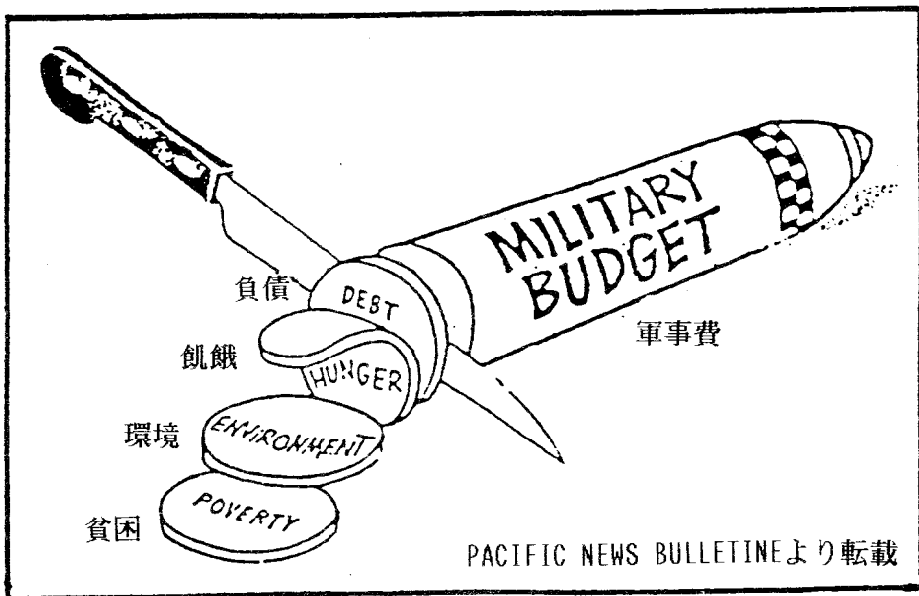
78

通巻87号
1993. 3

定価●100円

自衛隊の海外派兵を食い止め、大幅軍縮を！
米軍基地を撤去しよう！
反核運動を継続し、核廃絶を！
憲法9条を世界に！
市民による平和政策を提起しよう！
草の根の国際共同作業をすすめよう！

月刊トマ喰い虫改題



Safer World

厚木・横田騒音公害判決とNEPA訴訟 日本の防衛費はなぜ増えつづけるのか？

[資料] 日本のプルトニウム政策に対する韓国政府の見解

★維持会員(月間)

個人 1口 1000円

団体 1口 2000円

<会費は本紙購読料をふくみます>

★参加会員(月間)

個人 1口 500円

団体 1口 1000円

★通信会員

年間 3000円

脱軍備ネットワーク

キャッチピース

あなたも会員・読者に！

連絡事務所 ● 〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1

TEL 045(563)5101

FAX 045(563)9907

郵便振替 ● 東京6-136148 口座名「キャッチピース」

基地を守った 最高裁のフェンス

連帯を広げ、運動はつづく



根をかすめ飛ぶ米空母艦載機F14トムキャット

鈴木 保
第一次厚木基地騒音公害訴訟原告団長

訴訟を提起したころ年間一万五三〇〇回だった飛行回数が湾岸戦争の直前には、四万八〇〇〇回にも上った。



●（鈴木保・以下略）騒音被害は利害損得の問題ではない、民主主義と人権を破壊しているのです。判決は「これまでの被害については保障する、金をやる。だからこれからもずっとがまんしろ」と言った。私たち原告にとって、損害保障はあくまでも副次的なもので、飛行を止めろということが訴えの本質だったのに、それは完全に無視されたのです。

鈴木保さん。六十七才。滑走路北端から約一〇〇メートルのところにいる。構えて三十八年。それは昼夜を問わずおそいかかる、軍用機の騒音とその根源である基地とのたたかひの年月だった。「厚木基地爆音防止期成同盟」（略称「爆同」）の委員長でもある。

● 付近の住民がいたたまれずに運動を起し、二八〇所帯で「爆同」が結成されたのが、一

動へと重点を移していく。

● 一九六四年、「爆同」の会員は二二〇〇所帯にふくらんでいました。実行委員会では、全所帯に風船を配ってそれを飛ばし、飛行機を止めよう、という行動まで本気で話しあいました。その年の八月十五日から三日間、農民の共有地を借りて連日二百人以上が基地フェンス前に座り込みました。これらの運動の結果、飛行高度制限を二五〇メートルから五〇〇メートルに引き上げる、エンジンテストの場所を限定し、消音設備を設ける、などの成果を勝ち取りました。また「イーストキャンプ」という十二万㎡の土地も返還され、今では公園になっています。

「爆同」はこれ以外にも市議選、市長選挙など「ありとあらゆること」をやった。しかし、そこを大きな逆流が襲う。一九七三年、横須賀に母港化されたミッドウェー艦載機のNLP（夜間離発着訓練）で騒音は激しさを増した。また自衛隊の対潜哨戒機P2J部隊が移駐してきた。

● ありとあらゆることをやったが、基地の情勢は悪化する一方。そこで最後の手段として九二名の原告が七六年に起こしたのが「第一次騒音訴訟」です。私たちの願いは、もとより基地そのものの撤去です。しかし、それで

九六〇年です。そのころ、米軍機は、一日七八八回も離発着したことがありました。厚木には戦前から「日本飛行機」という会社があり、航空機の修理に定評があったので米軍も非常に重要視していたのです。

「爆同」は所帯単位の参加、当初は自治体ぐるみの組織として発足した。裁判に訴えるまでには、長い運動の経過があった。

● 最初、皆が考えていたのは、国から補償金を取ってこんなひどいところからは早く逃げだそうということでした。それが「基地をなくそう」ということにかわるのに時間はかかりませんでした。最初の七、八年、ひたすら頭を下げて行政に要請しました。しかし、行政はほとんど何もしてくれなかった。

運動は行政への要請から、直接行

は裁判はたたかえない。そこで「飛行の差止め」を求めました。「飛べない滑走路」になれば、基地はなくなっても同然です。「損害賠償要求」は、「門前払い」にならないよう、いわば裁判技術としてされたもので、訴えの眼目ではありませんでした。

訴訟を提起した当時、飛行回数は年間一万五三〇〇回でした。それが、湾岸戦争直前の九〇年には、年間四万八〇〇回に上りました。皮肉なことに、ミッドウェーが湾岸戦争に行っていた間は、厚木の空は静かでした。

そして、最高裁判決。これからの運動の活路はどこに見出だされるのだろうか。

● 米軍基地は、日本の国内法や政府の権限がおよばない場所だ、というのが今回の判決の理屈。ならば、アメリカの法律をたてにアメリカに直接もの申すことができるはず。それもできないのであれば、米軍基地は全くの「無法地帯」になってしまふ。横須賀のNEPA訴訟のようなことを私たちも考えなければいけないでしょう。また、そのような新しい運動を作るためにも、全国の基地に反対する運動とのネットワークを広げ、情報や知恵を交換しあう、そんな仕組みが欲しいと本当に思います。（聞き手、まとめ／田巻一彦）

● 二月二十五日、軍事空港の騒音公害を問う二つの裁判に最高裁判決があった。「第一次厚木基地騒音公害訴訟」と「第一次、第二次横田基地騒音公害訴訟」。

二つの判決は、周辺住民の過去の被害に対する損害補償を認めた（厚木訴訟の東京高裁の二審判決では「被害は我慢の限度内」として全くみとめられなかった）。しかし、原告のもう一つの訴えである、米軍機（厚木は自衛隊機をふくむ）の「飛行の差止め」は退けられた。

● 「日米安全保障条約には日本政府が米軍の活動を制約できる条項がない」ので、米軍機の飛行差止めはできない。自衛隊機の飛行は「防衛庁長官の公権力の行使であるので、民事訴訟では裁けない」と判決文は言う。静かな空を求める人間として当然の要求を、軍事条約と国家権力と司法のスクラムがおしつぶした。「金を払うからがまんしろ」と。

● 厚木と横田の原告団長のお二人に、判決のこと、これまでの、そしてこれから運動について話していただいた。また、横須賀のNEPAの会からは、山場を迎える裁判にこの判決が与えるインパクトについて一文を寄せていただいた。

（編集部）

十七年の運動は何だったのか
：腹が立って、悔しくて、私は最高裁への不信を大声で、いつまでもぶちまけていた。



たんだ。ついでに判決をもたされるようなものだったのか。私は戦地で、子供が東京の空襲の最中、母親の背中で死んだと聞いたときも泣きはしなかった。しかし、今度は初めて人前で涙を見せた。実にたくさんのことが頭の中で思い出されて、たくさんのことを怒鳴ってしまっただけ。最高裁で四十五分も大声を出し続けたのは、前代未聞のことだそう。

●この十七年間に原告は三十人死んだ。そのうち、十三人は自殺。私は墓前に国の賠償責任の金額を紙に書いて置いてきていた。騒音がどんなにひどいものだったか。私たちは、善良な市民として、行政がこの騒音に、何の手も打ってくれない中、やっと訴訟と言う道を見つけて、いまままで戦ってきた。訴訟は最後の手段だった。確かに私たちは法律の門外漢だ。しかし、確かに手続きを踏んだかもしれないが、こんな仕打ちはない。私は、最高裁に対する不信を、思いっきりぶちまけた。本当に悔しいです。

インタビュアの最後に電話が鳴った。高校の入学試験合格のお礼の電話だった。七十四歳の福本さんは、今も大学・高校の受験生に数学・物理・英語を自宅で教えている。今年は高校十三人、大学は四人全員合格した。福本さんは「これがうれしくて、やめられないで

んですね、ちょっと来てください」という。

書記官室までの長い廊下を、係官が急ぐものだから「もっとゆっくり歩いてください、いったい何の用です」と聞くと「判決です」と答える。私はびっくりした。当然、事前に連絡があるものと思っていた。書記官室には分厚い書類の束があって、その上に「棄却」の文字も見える。私は「こんなものは受け取れない、だいいち何にも聞いていない。私が今日、最高裁に来ていることは係官だって知っていたのだから、判決があると教えたつていいじゃないか。訴訟団の団長として受け取れない」と言った。すると係官が、送ってほしいですが送料がかかります。ついでに持っていてくれ。

●私は腹が立って、悔しくて、怒鳴り散らしました。私たちの十七年の運動は、なんだっ

●(福本龍造)厚木の判決の日、私も最高裁にいらしてました。厚木の皆さんが席を用意してくださって。判決を聞いて記者と話していたら、裁判所の係官が「横田基地の福本さ

すよ」と本当に、うれしそうだった。元陸軍憲兵大尉、一度は中国で戦死との広報が来て、遺骨も届いたという。戦後の平和運動の中で歩んできた福本さんに、今後の横田基地公害訴訟団の運動について聞いた。

として残したい。若い人と運動はこれからも続ける。

(聞き手、まとめ/遠藤洋一)

呉東正彦

NEPAの会・弁護士

米軍基地は国内法の外
というのなら、アメリカ環境法で
「はさみうち」にしてやろう。
NEPA訴訟はいよいよ山場だ。

去る二月二五日の厚木訴訟最高裁判決は、根本問題である米軍機飛行差止めについて、①米軍、米軍機には我が国の民事裁判権は及ばない。②国に対しては米軍機の活動を制限する等の「行政上の義務付け」は出来ない。③国は(特段の定めのない限り)留保付まではあるが、米軍機の活動を制限する立場にない。④と⑤では「裁判所」として判断出来ないと言っている。③は「政府」が米軍の活動を制限しないことを法的に肯定してしまっている。

「異常事態」にチャレンジ

特に①と④の論理を批判していく必要がある。つまり本当に日本の裁判所は米軍機に裁

判権を及ぼすことが出来ないのか、また日本政府は米軍機の活動を制限することが出来ないのだからという点である。と同時にこれらの異常事態の背景にあり、政府や裁判所の無作為を可能にさせている根源である「安保条約」の存在を見逃すことは出来ない。

横須賀、厚木、逗子など神奈川県内の基地周辺住民によって、一九九一年六月にアメリカ国防省を被告としてワシントン連邦地方裁判所に起こされたNEPA訴訟は、この異常事態に対するもう一つのチャレンジである。

つまり日本の裁判所や日本政府が米軍機の活動の制限を逃げるのならアメリカ政府を相手にアメリカの裁判所に訴えることが出来ないのか、そしてその根拠法としては、海外への適用の可能性があり、しかも差止めによる

(11頁中段へ)

私たちが、 しっかりするしかない

クリントン軍縮の行方

クリントンが登場してから二月月がたった。新たな政権のもとに米国は再生へ向け新たな出発をした。新政権は「ドゥロウ」の「変革を求め、人権や環境を重視・尊重するリベラルな思想を持つ」と言われる。その思想からは強引な力による政治は導かれるはずもなく、従って前政権がイラク等に対してとってきた武力に訴える政策はさけるであろうと確信していた。が、その期待は就任早々、早くも崩れてしまった。前政権のブッシュ大統領は、交替間際にイラクへの度重なる空爆を行い、米国の強圧的な姿勢を示し、その種の課題を新政権に引き継いだ。クリントンもイラク叩きを支持し、就任直後も度重なる空爆を行ったのである。

● ●
二月の経済演説で米国は前政権の時代より更に軍事費の大幅な削減を打ち出し、ヨーロッパを中心に在外基地の大幅削減を含めた基地の縮小を提案している。軍民で計八万人が雇用を失うという事で、サンディエゴをかかえるカリフォルニア州で

は地元で猛反発が起こっている。しかし、アメリカ自身が金をだせないだけで、南の世界に対する世界規模の前方展開戦略は何も変わっていない。低強度戦争をいつでも戦える体制を整え、国連PKOの変質を通じて世界支配の意図は根強く残っている。

クリントンの選択が日本の安保・軍事政策に大きな影響をもたらすことは必至だ。アメリカが軍縮を進めるほど、日本の防衛負担や在日米軍の強化への協力要請は強まる。前国防長官チェイニーが「米軍基地は米本国に置くより、日本に置いたほうがはるかに安くつく」と述べた事情は当然変わらないだろう。強襲揚陸艦ベローウッドの佐世保配備、海兵隊岩国基地の沖合移設計画など、在日米兵の強化は進む。「提供施設の整備費」といういわゆる思いやり予算は、かの政治資金で私腹を肥やした金丸信が作った予算枠である。七八年は六十億円足らずだったが、今年二〇〇〇億円と膨脹し、クリントン政権は更に増やせと迫ってくることは必至だ。在日米軍の維持費で直

接軍備に関わらない部分は日本側が負担することになる。

● ●
アメリカが世界の警察官としての地位を自ら放棄する意思がない以上、米国内の軍縮推進は、金を持つ同盟国への負担増をもたらす。人権・環境など、いくらリベラルな思想をもっていても限界があるろう、となると私たち日本の民衆がしっかりするしか手はない。思いやり予算の不当性を浮き彫りにし、日本の軍縮を進めようという運動をどう作れるかにかかっている。前方展開戦略の維持そのものが人権尊重に反することを訴えることで、クリントンの人権感覚を検証する作業が必要だと思ふ。私たちは、クリントンに対し「アメリカの核・軍事・平和政策に関する」公開質問状を用意している。一月のイラク空爆、軍縮政策と日本への対応、日本のプルトニウム政策への対応などを問うつもりだ。

湯浅一郎

ピースリンク広島・呉・岩国

軍縮をさまたげているのは 何なのだろう

● 前号からつづく

● 伸び続ける「思いやり」

今年の軍事費の中で、正面装備費は減らされ（前年比七・六％減）、総額の軍事費が「伸び悩む」中で、例外的に支出を大幅に増やしたのが在日米軍への「思いやり」予算（前

年度からの伸び率を比較したレーダーチャート参照）。米軍基地で働く日本人従業員の労務費負担が十八・七％増（一〇七三億円）米軍基地の光熱費負担に至っては九八％の増加（百六十億）と優遇ぶりが目立つ。あの金丸信の「発明」によるこの予算措置は「地位協定」にも違反して「特別協定」を積み重ねることで拡大を続けている。

● ●
そして隠れた「対米貢献」が他ならぬ自衛隊の装備購入である。日本の高価な装備はほとんどが米国からの輸入あるいはライセンス生産である。九一年までの五年間で兵器輸入の何と九八％が米国からである。AWACSやイージス艦などは典型的な例だが、対潜作戦センターやP3C哨戒機など情報収集に関わる装備なども（収集した情報は米軍に提供されるため）日本が米国の肩代わりをしていると言える。アメリカとの経済摩擦を恐れる政府は、いちばん文句の出にくい（直接利権の絡む議員は少なく「損」をするのは国民だけ）軍事支出を拡大することでその場しのぎを行っている。冷戦時代に

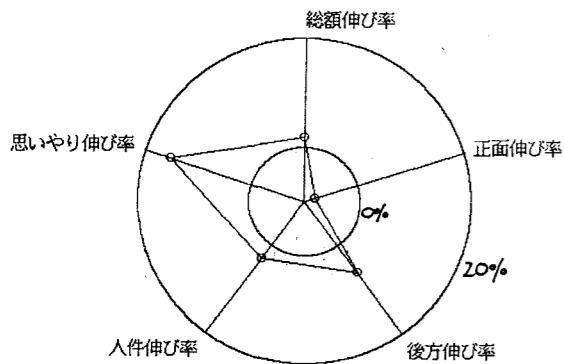
築かれた、「平和」が経済の犠牲になるという、このようなゆがんだ日米関係の清算なしには日本の軍縮はまったく不可能である。

● 避け難い「軍縮」

しかし一方でアメリカ製の超高価な兵器を「押しつけ」られたおかげで、国内の軍需産業はその「しわ寄せ」を受け国内受注を削減され、「緊縮予算」という事情と合わせて、八〇年代と違いもはや確実な利益が見込める成長産業ではなくなった。日本の軍需産業もひそかに「転進」の計画を立て始めている。軍需産業

青木雅彦

反戦ドタバタ会議



原子力艦 入港情報

(52)

93年2月18日～3月17日

P級=原子力潜水艦パーミット級
S級=原子力潜水艦スタージョン級
L級=原子力潜水艦ロサンゼルス級

- ◇2月19日 09:58原潜アスプロ(S級)横須賀を出港。
- ◆2月26日 09:50原潜ボギー(S級)ホワイトビーチに入港。
- ◇2月27日 17:45原潜ボギー(S級)ホワイトビーチを出港(沖合停泊)。
- ◆3月1日 08:05原潜アスプロ(S級)佐世保に入港。
- ◇ 同日 13:55原潜アスプロ(S級)佐世保を出港。
- ◆3月17日 10:08原潜ボギー(S級)佐世保に入港。

●1993年1月1日から3月17日の各地への原子力艦入港回数

横須賀	3回(うち原潜3回)
佐世保	2回(うち原潜2回)
ホワイトビーチ (沖縄・勝連町)	2回(うち原潜2回)

産業をリードする段階に到っている。日本は、七〇年代前半から再処理を通して抽出したプルトニウムを核燃料として使用する高速増殖炉の開発に拍車をかけ、プルトニウムの確保に大きな関心をもってきたことは明かである。

最近国際的に憂慮されている日本のプルトニウム備蓄問題は、いくら彼らが非核三原則に立脚した平和利用を目的とする経済的な必要性を強調したところで、「原子エネルギーと核兵器」という核の二重性を考えれば憂慮せずにはいられないものと考ええる。

したがって貴団で憂慮するように、日本のプルトニウム備蓄問題は国際的に大きな疑問と関心が注がれており、わが国政府でも格別の関心をもって居る。

愛国忠誠の観点から貴団体が表わした日本のプルトニウム備蓄に対する憂慮を本部署では心強く思うものであり、この問題を解決するために、わが政府は今後いっそう積極的に部署間で緊密な協議を通して対処していく考えであるのみならず、国連軍縮会議および多者間の地域軍縮会議に参加して、地域内の核拡散を防止し、核が平和的にのみ利用されるよう地域間同士の協調を強めることを訴える考えだ。

九二・十二・十一 韓国外務部長官回答

質問3 ●日本政府はプルトニウム搬入の平和利用目的だけであり、核兵器開発の意思はない」と言っているが、わが国政府はこの問題をどのように受けとめ、判断しているのか?また、日本の核兵器開発につながる技術と能力を北朝鮮のそれと比較し、どう評価しているか?

「回答」日本は、エネルギー危機の再来の可能性および化石燃料使用による環境汚染の問題などを念頭に置き、エネルギー供給源としての石油依存度を減らすかわりに、相対的に原子力発電の拡大を持続的に推進している。しかし、次の要因を考えると、現段階で日本の核武装の可能性は憂慮するほどのものではないと判断される。

※日本が核兵器を製造、保有、搬入しないという非核三原則を忠実に堅持してきた点。 ※また国際原子力機構の核査察を模範的に受けている点。 ※日本に対する長期的、戦略的次元の安保危害要素については、米・日安保体制に依

(5ページから)

「回答」一般的な観点から見ると、国際的にイシユとなっている各種事業に対する政府の立場と民間の見解がいつも一致するだろうと期待するのは難しい。またたとえ両方の視角が同一の場合でも、政府は対外活動において国益の拡大のため、国内の多様多岐な要件を慎重に考慮して当然である。

したがって、貴質問書第5項の内容に関しても、政府としてはこの問題を長期的観点から慎重に検討しようとする立場であることを、まずもってお伝えする。(訳:小園弥生)

南極にはNEPAが適用

このような状況の中で去る一月二十九日、米

救済が可能なNEPA(国家環境政策法)がよいというアプローチである。

提訴以来原告団は、前記の①と③の論理を逆手にとって①日本における米軍機の活動には、米国の裁判権が及ぶ③日本政府が米軍機の活動を制限できないのなら、米国法を適用しても何ら問題はないはずだと主張してきた。そして米軍の活動のもたらす被害の深刻さを訴えると同時に「安保条約」の実態を審判の対象に据えて立証してきた。

存している点。 ※ソ連の崩壊とロシアの核削減政策により、日本への実質的な核の危険性が著しく減少した状況において日本が核武装を推進しなければならぬ特別な動機がない点。 すなわち基本的に日本の核開発は原子力の平和利用の次元でなされているもので、日本が核技術先進国である点は事実だが、現時点では核兵器を保有しておらず、核兵器を開発しようとする動きを見せでもない。

ただ、わが政府としては、周辺国の立場で日本のこのような動きを引き続き注視していく考えである。

質問5 ●民主党の李ヘチャン議員は、去る一〇月四日から六日まで日本で開かれた「日本のプルトニウム海上輸送を考慮するアジア太平洋フォーラム」で、「日本の核武装を監視するアジア各国国民による監視機構をつくらう」という提案をしたものであるが、政府はわが民族とアジアの平和のために、国内の市民団体の活動に協力する意思がないか、そして、このような活動を公式的に支持する立場を明らかにする意思がないのかどうかを問いたい。

国外である南極について、NEPAの適用を認める判決がワシントン連邦高等裁判所で出された(クリントン政権はこの判決を受け入れ、上告しない見通し)。この判決の画期的な点は、米国最高裁の確立した判例である。「法の海外適用を制限する原則」についてNEPAはその例外に当たるとして、最高裁判例の適用を排除し、さらに「他国の主権との衝突がなく、米国の法的なコントロールの及んでいる」南極の基地にはNEPAを適用してもよい、と判断した点である。つまり、この判決の論理に、日本の最高裁に述べられた在日米軍の治外法権の実態を当てはめると、南極から在日米軍基地まではもうあと一歩だ。

しかも緻密な法律的分析によって、最高裁の判例の適用を排除し、覆したその精神は、我々に勇気を与えてくれる。

NEPA訴訟は、この南極判決を受けていよいよ今年には補足準備書面、そして口答弁論と山場を迎える。そしてその中で原告団は日本の最高裁判決を証拠として出し審判の対象とするだろう。

日本政府、米国政府に対して私たちは「はさみうち」の運動を続けなければならない。その運動の中で裁かれるべきはまさに問題の根源である「安保条約」なのである。 ◆

(文中の「南極判決」に対して、米政府は上告を断念する見通しである。編集部)

会計報告

(93. 1. 22 ~ 93. 3. 17)

[収入]

○前月からの繰越	120,014
○今月の収入	232,683
会費収入	193,500
内	
維持団体	58,000
維持個人	79,000
参加団体	0
参加個人	1,500
通信会員	55,000
カンパ収入	39,000
預金利子	83
資料収入 *	100

[支出]

●今月の支出	355,055
家賃 (2, 3月)	80,000
水道光熱費	11,927
電話・FAX費	33,319
郵送費	89,616
文具、備品	7,467
印刷・コピー代	90,421
行動費 **	40,495
郵便振替等手数料	1,810
●次月への繰越	-2,358

* 平和資料協同組合(準)の資料収入は、別会計とします。
** 行動費は行動プロジェクト毎の独立採算となっているため、それにあてはまらない収支のみが、この欄に計上されます。

緊急のおねがい

キャッチピース財政、
ついに赤字に転落

カンパを!

昨年「脱軍備ネットワーク・キャッチピース」として新しく生れ変わって以来私たちは、PKO法案・海外派兵反対、各地での基地撤去などの運動を続けて来ました。平和運動はいま時代の大きな曲り角に立っています。政府・自民党は昨年PKO法案を強引に成立させ、自衛隊の海外派兵を強行しました。皆様は今号を手にとられるころには、北海道からカンボジアへの第二次派兵が行われてしまっているかも知れません。

新しい時代に相応しい平和運動をめざして、足元を固めるこの重要な時。ところが、ネットワークを支えるべき財政が、最悪の状態を迎えてしまいました。会計報告をごらんください。このままでは、今後のニュース発行は

月刊キャッチピース

(月刊トマ喰い虫改題)

No. 8 (通巻87号)

1993年3月20日発行

発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース

発行所●〒223 横浜市港北区箕輪町

3-3-1

☎045(563)5101

FAX045(563)9907

郵便振替●東京6-136148「キャッチピース」

編集●キャッチピース編集部

定価●100円(通信会員年間3000円)

おろか、今回の発送さえ個人からの借入に頼らざるを得ません。

● ●

これまで支えてくださった皆様、もういちど力をお貸しくください。一時金カンパを切にお願いする次第です。また、未納会費のお心当りのある方も、よろしくお願いたします。重ね重ねのお願い大変心苦しいのですが、ネットワークがより力ある、しなやかな運動を作り出すためには、財政基盤の安定が必要不可欠です。ぜひともご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

◆ ◆